

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電）に対する課税標準の特例について

一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備を取得した場合、固定資産税が課されることとなった年度から、3年度分の固定資産税に限り、課税標準額が軽減されます。

税制改正により、太陽光発電設備の取得時期によって対象となる資産等が異なりますので、以下の表でご確認いただき、必要書類を添付の上、申告をお願いします。

	改正前	平成28年度税制改正	平成30年度・令和2年度税制改正	令和4年度税制改正
取得時期	平成24年5月29日 ） 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ） 平成30年3月31日	平成30年（2018年）4月1日 ） 令和4年（2022年）3月31日	令和4年（2020年）4月1日 ） 令和6年（2024年）3月31日
対象資産	経済産業省による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得されたもの	再生可能エネルギーの事業者支援事業費補助金を受けて取得されたもの (再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外)		
適用期間と特例率	新たに課税となった年度より3年間 2/3		設備の規模	適用期間と特例率
			1000kw未満	新たに課税となった年度より3年間 2/3
			1000kw以上	新たに課税となった年度より3年間 3/4
必要書類	経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電設備認定通知」(写)	一般社団法人環境共創イニシアチブ発行の「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」(写)		